

2008年11月4日 全2頁

生保契約者保護に係る 政府補助の特例措置の延長案

制度調査部
堀内勇世

[要約]

- 10月24日、保険業法の改正案が国会に提出された。
- 現在、10月24日までの措置として、生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関する、政府補助の特例措置が定められている。
- 改正案では、この政府補助の特例措置を3年間延長（2012年3月末まで）することにしている。

I 法案提出

○2008年（平成20年）10月24日、「**保険業法の一部を改正する法律案**」（以下、「改正案」という）が、現在開催中の国会（第170回国会）に提出された。

○改正案では、生命保険会社が破綻した場合の生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関して、政府補助の特例措置が設けられているが、その**政府補助の特例措置を3年間延長**（2012年〔平成24年〕3月末まで）するとされている。

II 改正内容

（1）前提

<生命保険契約者保護機構とは？>

○**生命保険契約者保護機構**（以下「**保護機構**」）は保険業法（259条等）に基づく法人である。この保護機構には、国内で事業を行う全ての生命保険会社が加入している（注1）（注2）。

○保護機構は、会員たる生命保険会社の保険契約者の保護ため、万一、生命保険会社が破綻した場合には、破綻保険会社の保険契約の移転等における資金援助、補償対象保険金の支払に係る**資金援助等**を行うことになっている。また、生命保険会社の更生手続においては、**更生手続における**保険契約者の一切の**手続を代理**する。

（注1）保護機構の概要、会員一覧、保護の仕組みの詳細などは、生命保険契約者保護機構のホームページ

大和証券グループ 株式会社大和総研 八重洲オフィス 〒104-0031 東京都中央区京橋一丁目2番1号 大和八重洲ビル

このレポートは、投資の参考となる情報提供を目的としたもので、投資勧誘を意図するものではありません。投資の決定はご自身の判断と責任でなされますようお願い申し上げます。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。内容に関する一切の権利は大和総研にあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。本レポートご利用に際しては、最終ページの記載もご覧ください。株式レーティング記号は、今後6ヶ月程度のパフォーマンスがTOPIXの騰落率と比べて、1=15%以上上回る、2=5%~15%上回る、3=±5%未満、4=5%~15%下回る、5=15%以上下回る、と判断したものです。

ージ (<http://www.seihohogo.jp/>) 参照。

(注 2) 損害保険会社については、損害保険契約者保護機構が存在する。損害保険契約者保護機構のホームページ (<http://www.sonpohogo.or.jp/>) 参照。

<生命保険契約者保護機構の財源>

○保護機構の財源は、**会員**である生命保険各社の**負担金**からなっている（保険業法 265 条の 33 等）^(注 3) ^(注 4)。

○ただし、現在は、万一、2009 年（平成 21 年）3 月末までに生命保険会社が破綻した場合で、生命保険会社各社の負担金だけで資金援助等の対応ができない場合には、国会審議を経て、国から保護機構に対して補助金を交付することが可能とされている（「**政府補助の特例措置**」、保険業法附則 1 条の 2 の 14）^(注 5)。

(注 3) 生命保険契約者保護機構のホームページ (<http://www.seihohogo.jp/>) に掲載されている「生命保険会社の保険契約者保護制度 Q & A」の Q3 (<http://www.seihohogo.jp/qa/qa3.html>) を参照。

(注 4) なお、当局の認可を得て資金の借入れをすることができる（保険業法 265 条の 42）。その際、国会の議決を経た金額の範囲内において、政府保証付きとすることができる（保険業法 265 条の 42 の 2）。

(注 5) この現在の特例措置は、2005 年（平成 17 年）4 月 22 日に成立した「保険業法等の一部を改正する法律」（公布は 2005 年〔平成 17 年〕5 月 2 日）による措置である。金融庁のホームページ (<http://www.fsa.go.jp/houan/162/hou162.html>) 参照。

(2) 改正概略

○2008 年（平成 20 年）10 月 24 日に提出された改正案（「保険業法の一部を改正する法律案」）では以下のことが規定されている。

政府補助の特例措置の延長	政府補助の特例措置を 3 年間延長 し、 2012 年（平成 24 年）3 月末まで の措置としている。
施行日	公布の日 から施行（改正案附則 1 項）
3 年以内の検討	政府は、この法律の施行後 3 年以内 に、生命保険契約者保護機構の資金援助等に要する費用に係る負担の在り方、政府の補助に係る規定の継続の必要性等について 検討を行い、適切な見直し を行うものとされている（改正案附則 2 項）